

## 平成 25 年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 25-2-8)

施策名	教育機会の確保のための支援づくり
施策の概要	児童生徒が、家庭環境、居住地等によって不利益を受けることなく、能力に応じて適切な教育機会を確保できるようにする。

達成目標 1	経済的な支援を要する児童生徒の教育機会を確保する。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25 年度 達成
	一年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	毎年度	
①一般世帯と生活保護世帯の高校進学率の差	—	—	10.5 ポイント	8.7 ポイント	8.7 ポイント	8.5 ポイント	対前年度比減少	達成 ・ 未達成
②経済的理由による高校中退者数	—	1,647 人	1,043 人	951 人	853 人	集計中	対前年度比減少	
年度ごとの目標値		—	—	—	—			

- 高等学校等への進学率  
文部科学省「学校基本調査」
- 生活保護世帯の高校進学率  
厚生労働省社会・援護局調べ
- 経済的理由による高校中退者数  
文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

**【参考指標】**

高等学校への進学率  
H21 : 97.9% H22 : 98.0% H23 : 98.2% H24 : 98.3% H25 : 98.4%

高校中退者に占める経済的理由による中退者数  
H21 : 2.9% H22 : 1.9% H23 : 1.8 H24 : 1.6%

市町村が就学困難な児童生徒の保護者に対して行う就学援助のうち、要保護者に対して行ったものとして、市町村から適正な国庫補助申請がされた件数に対する交付決定件数の率  
21 年度 : 100% 22 年度 : 100% 23 年度 : 100% 24 年度 : 100% 25 年度 : 100%

経済的理由により高等学校等への進学後、修学困難なアイヌ子弟への北海道が奨学金等の給付等を行った経費の一部として、北海道から適正な国庫補助申請がされた数に対する交付決定数の率  
21 年度 : 100% 22 年度 : 100% 23 年度 : 100% 24 年度 : 100% 25 年度 : 100%

達成目標 2	東日本大震災により被災した幼児児童生徒の教育機会が確保される。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25 年度 達成
	23 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	毎年度	
①東日本大震災で被災した幼児児童生	100 %	—	—	100 %	—	—	100 %	達成

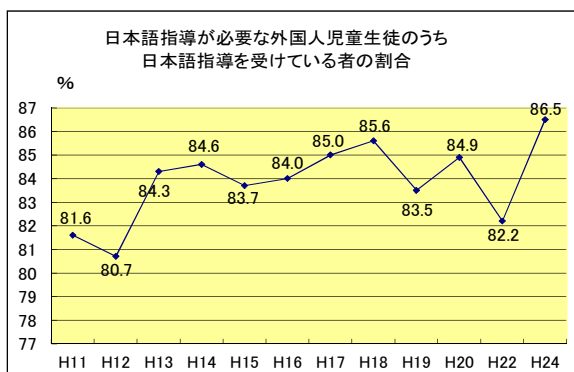
徒に対し市町村等が行う就学支援等について、市町村から適正な国庫補助申請がされた件数に対する交付決定件数の率								
年度ごとの目標値		—	—	—	—			
②義務教育諸学校に係る東日本大震災への対応のための教職員定数の加配について、各都道府県の要望に対する措置率	100%	—	—	100%	100%	100%	100%	達成
年度ごとの目標値		—	—	—	—			

達成目標 3	帰国・外国人児童生徒に対する教育支援体制が整備される。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	
①公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、学校で日本語指導を受けている者の割合	86.5%	—%	82.2%	—%	86.5%	—%	95%	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	
②帰国・外国人児童生徒等の公立学校における指導・支援体制の構築受入促進に関する事業実施の地域数	—	—地域	19地域	37地域	39地域	44地域	50地域	—
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		

【施策・指標に関するグラフ・図等】

【成果指標①】

公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒<sup>(注1)</sup>のうち、学校で日本語指導を受けている者<sup>(注2)</sup>の割合



(出典：「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」(文部科学省))

(注1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒：①日本語で日常会話が十分にできない者及び②日常会話はできても、学年相当の学習言語

能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている者で、日本語指導が必要な者。

(注2) 日本語指導を受けている者：在籍学校において日本語指導を受けている児童生徒のほか、在籍する学校以外で指導を受けている者も含む。

達成目標 4		海外在留邦人が帯同する子供の教育機会を確保する。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成	
	—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
①基準を満たす在外教育施設のうち、国が教員を派遣している学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	—	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—			
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成	
	—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
②教員派遣を行った日本人学校数	131	131	131	131	131	131	基準を満たす在外教育施設全て	—	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—			

主な達成手段 (事業・税制措置・諸会議等)								
(単位：百万円)								
名称 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	23年度	24年度	25年度	26年度				
要保護児童生徒援助費補助等 (昭和34年度)	796 (730)	823 (733)	823 (728)	837	経済的理由によって就学困難な児童生徒に対し、学用品費を給与する等就学援助を行う地方公共団体に対し、国が必要な支援を行い、もって義務教育の円滑な実施に資する。	1-① ~②	0109	初等中等教育局児童生徒課 スポーツ・青少年局学校健康教育課
アイヌ子弟高等学校等進学奨励費補助(昭和51年度)	133 (131)	120 (119)	131 (105)	112	北海道に居住するアイヌの子弟で、将来社会において有為な人材として活躍することが期待されながら経済的な理由によって進学後修学が困難な者に対して、北海道が奨学金及び通学用品等助成金の給付等を行う場合、これに必要な経費の一部を国が補助することにより、北海道のアイヌの子弟の高等学校等への進学を促進することを目的とする。	1-① ~②	高校 0114 大学 0116	初等中等教育局財務課 高校修学支援室 高等教育局学生・留学生課

公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金(平成22年度)	392,206 (391,580)	395,789 (395,122)	393,517 (392,566)	389,735	○ 公立の高等学校については授業料を不徴収とし、授業料等相当額を地方公共団体に交付。 ○ 私立高等学校等の生徒については高等学校等就学支援金として一定額(年額118,800円)を支給するほか、低所得世帯の生徒については、所得(市町村民税所得割額)に応じて1.5倍～2倍の額を上限として支給。	1-① ~②	0115	初等中等教育局財務課高校修学支援室
高校生の授業料減免等に対する緊急支援(平成25年度)	18,947 (18,947)	-	19,809 (19,809)	-	都道府県が行う経済的理由により就学困難な高校生等に対する授業料等減免事業や奨学金事業について、既に都道府県に設置されている「高校生修学支援基金」により支援する。	1-① ~②	0117	初等中等教育局財務課高校修学支援室、高等局私学助成課財務課
へき地児童生徒援助費等補助金(昭和34年度)	1,083 (1,078)	1,237 (うち復興特会(復興庁)103) (1,139(うち復興特会(復興庁)26))	1,343 (うち復興特会(復興庁)70) (1,256(うち復興特会(復興庁)4))	1,338 (うち復興特会(復興庁)25)	スクールバス・ボート等購入費、遠距離通学費等、保健管理費及び離島高校生修学支援費に要する経費について、都道府県及び市町村が負担する場合に国がその一部を補助	教育機会の確保のための支援づくり	0108 (復興庁59)	初等中等教育局財務課復興庁
被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金	-	-	-	3	東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒に対し就学支援等を実施し、もって教育機会の確保に資する。	2-①~②	-	初等中等教育局児童生徒課
東日本大震災にかかる教育復興支援加配定数措置	-	2,164 (復興特会(復興庁)) (2,120(復興特会(復興庁)))	2,069 (復興特会(復興庁)) (2,037(復興特会(復興庁)))	2,146 (復興特会(復興庁))	東日本大震災や原発事故の被害の甚大さに鑑み、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細やかな学習支援を充実させるため、教職員定数の加配措置を実施する。	2-②	-	初等中等教育局財務課復興庁
帰国・外国人児童生徒受入促進事業(補助事業)【「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(1-3)の再掲】	-	8,516,196の内数	-	-	入学・編入学前後の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)、学校での日本語指導の補助や学校と保護者との連絡調整などを行う際に必要な外国語の分かる支援員の配置など、地域人材との連携による帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を支援する。	3-① ~②	-	初等中等教育局国際教育課

帰国・外国人児童生徒等教育の推進 (平成 19 年度)	11 (8)	10 (10)	100 (95)	100	(1) 帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 都道府県・指定都市教育委員会の担当指導主事等を対象とした協議会を、直接実施により開催し、研究協議や情報交換等を行う。 また、帰国・外国人児童生徒の受入れ上の諸問題や日本語指導の充実に関する課題を把握・改善するため、当該児童生徒を受け入れている地域との連絡調整を行う。 (2) 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の円滑な導入と、帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した支援体制の構築を図るため、各自治体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する。	3-① ~②	0113	初等中等教育局国際教育課
海外子女教育推進体制の整備 (平成 4 年度)	12 (9)	7 (5)	5 (3)	5	在外教育施設における安全対策や教育水準の向上を図るため、海外子女教育担当官を現地に派遣し、実状の把握及び指導・助言等を行う。 国内の学校が行っている教育と同等の教育を行うことを目的とする在外教育施設に対して、調査を行う。	4-①	0110	初等中等教育局国際教育課
海外子女教育活動の助成 (昭和 42 年度)	151 (150)	131 (131)	118 (118)	108	日本人学校・補習授業校・私立在外教育施設における教育指導の充実に資するため、国内の小学校及び中学校に準じ、一般教材、理科教材、教育用コンピューター及び学校図書館図書の整備についての支援を行う。 海外に在留する日本人の義務教育段階相当年齢の子供のうち日本人学校、補習授業校のいずれにも通学していない者を対象に、帰国後の学校教育への適応等に備え、基礎学力の維持向上を図るための通信教育事業についての支援を行う。 日本人学校等への支援と同じく、私立在外教育施設へ教員を派遣する事業に対し、国内の義務教育と同等の教育が受けられるよう支援を行う。	4-①	0111	初等中等教育局国際教育課
在外教育施設教員派遣事業等 (昭和 53 年度)	19,710 (19,090)	16,431 (15,979)	16,262 (15,715)	16,713	日本人学校・補習授業校への教員・シニア教員の派遣に必要な経費として、外務公務員に準じた在勤手当及び赴任旅費等の支給や、現職教員についての国内給与相当分を在外教育施設派遣教員委託費として都道府県等に交付するものである。	4-① ~②	0112	初等中等教育局国際教育課

(参考) 関連する独立行政法人の事業

独立行政法人の事業名	25 年度 予算額計 (百万円)	26 年度 当初予算額 (百万円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート 番号	担当課
—	—	—	—	—	—	—

## 政策目標に関する評価結果

### ○目標達成度合いの測定結果

目標超過達成／達成／**相当程度進展有り**／進展が大きくない／目標に向かっていない

(判断根拠)

成果指標①②④は目標値を達成している。また、達成目標③については、帰国・外国人児童生徒等の公立学校における指導・支援体制の構築受入促進に関する事業実施の地域数が着実に増加していることから、相当程度進展有りと判断できる。

### ○施策の分析

#### 【達成目標 1】

(必要性の観点)

- 公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金制度は、高等学校等における家庭の教育費負担の軽減を図り、教育の機会均等を実現するために必要な事業である。

(有効性の観点)

- 公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金の支給（全日制の場合、月額 9,900 円）により、確実に教育費負担軽減が図られているため、有効である。また、低所得世帯の生徒については、所得に応じて就学支援金の加算支給を行っており、有効である。

(効率性の観点)

- 公立高校の授業料はおよそ全ての学校の授業料が一定額（月額 9,900 円）となっているため、効率性の観点から、授業料を不徴収とした。高等学校等就学支援金制度においては、学校が代理受領することで、国費が確実に授業料に充当される形となっていることから、効率的と考えられる。

#### 【達成目標 2】

(必要性の観点)

- 東日本大震災で被災した幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、長期的な就学支援が必要であるため、経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒に対し就学支援等を実施する。
- 東日本大震災により被災した子供について教育機会を確保することが必要であり、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細やかな学習支援を実施するため、教職員定数の加配措置を実施する必要がある。

(有効性の観点)

- 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」については、平成 23 年度補正予算において平成 26 年度までに必要な就学支援を行うことができるよう所要の経費を措置しており、平成 23 年度では 67,639 人、平成 24 年度では 58,352 人が対象となっており、先般の東日本大震災で被災した幼児児童生徒の教育機会が確保されている。
- 心のケアや学習支援等のための教職員の加配措置については、平成 23 年度以降毎年度約 1,000 人程度の教職員定数の加配措置を実施したが、各都道府県の要望に対する措置率は 100%となっており、地方のニーズに応じた対応をとることができた。

(効率性の観点)

- ・ 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金については、事業の実施主体である各都道府県に設置した基金を活用したことにより、各地域における事業の実施状況によって柔軟な執行が可能である。
- ・ 被災県等に対する教職員加配については、県から児童生徒や学校等の状況等を聴取しつつ、要望に対する措置を行うなどして、効率的な運用がなされるよう努めた。

### 【達成目標 3】

(必要性の観点)

- ・ 定住外国人の増加に加え、保護者の国際結婚や日本生まれの外国人児童生徒が増加していること等により、日本語指導が必要な児童生徒数は増加し、地域や学校が主体的に日本語習得状況や発達段階が異なる帰国・外国人児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな支援を行う必要性が高まっている。国の補助事業「公立学校における帰国・外国人児童に対するきめ細かな支援事業」を実施し、その成果やノウハウの普及に努めることにより、特に日本語指導が必要な児童生徒が少ない地域における取組の充実や地域・学校関係者の意識の向上、受入体制の整備を促進することができる。と考える。

なお、政令市・中核市以外は県を通じた間接補助であり、複数の市で課題となった県が新たな支援対象となると推定される。

(有効性の観点)

- ・ 公立学校において日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち日本語指導を受けている児童生徒の割合は、平成 24 年度は 86.5%であった。前回調査結果 82.2%より増加している。全国の帰国・外国人児童生徒の担当指導主事が一堂に会する連絡協議会を開催して国の方針や地域の取組及びその成果を共有することによって、全国規模で帰国・外国人児童生徒に対する教育の質の向上に取り組んでいる。
- ・ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等を平成 26 年 1 月 14 日に交付、同年 4 月 1 日から施行しており、帰国・外国人児童生徒に対する「特別の教育課程」による日本語指導の充実及び指導体制の一層の整備がされるよう、指導・助言を進めていく。

(効率性の観点)

- ・ 外国人の児童生徒に対する教育支援体制の整備については、外国人児童生徒の在籍数の違いによって取組に対する地域差が生じることが課題の一つとなっている。「公立学校における帰国・外国人児童に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)でも、地域の人材を活用して支援体制を整備しているが、現実的には地域人材の確保が難しい地域もある。指導者及び支援者の育成を図るため、平成 22~24 年度に開発した「日本語能力測定方法」及び「教育研修マニュアル」を周知し、地域の多様な状況に対応した。

### 【達成目標 4】

(必要性の観点)

当該施策は、海外という国内とは異なる教育環境におかれた日本人の児童生徒に対し、日本国民にふさわしい教育を行うことを目的としている。日本人の児童生徒が学ぶ在外教育施設は、国内に比

して教育環境の整備が十分でなく、また、設置主体も国内の小中学校とは異なるため、所管する教育委員会等は存在しない。このため、国が責任を持って、在外教育施設に教員派遣を実施するなど、直接支援を行う必要がある。

(有効性の観点)

- ・ 在外教育施設において、日本人の児童生徒に対し、日本国民にふさわしい教育を行うために、適切な経験と能力を有する教員が指導を行うことは重要である。当該施策においては、在外教育施設に、国内の小中学校の教員を派遣する取組を行っているところであるが、有能な教員を確保するために、都道府県教育委員会等からの推薦を基にして派遣教員選考を実施している。このため、教員派遣を必要とする在外教育施設に対して、適切な教員を配置することができており、施策は有効に機能している。

(効率性の観点)

- ・ 在外教育施設に派遣する教員の確保に関しては、都道府県等教育委員会からの推薦を基にすることにより、文部科学省が直接に教員を募集することなく適切な派遣教員候補者を集めることができている。一方、退職教員のうち、過去に在外教育施設に派遣された経験を有する者を中心に、シニア派遣教員を文科省が直接募集し、選考した上で派遣する取組も実施している。これら二つの方法により教員を効率的に確保し、教員派遣を必要とする在外教育施設に適切に配置・派遣することが可能となっている。

#### 【施策の総括的な分析】

(必要性の観点)

- ・ 児童生徒の家庭環境、居住地等によって不利益を受けることなく、能力に応じて適切な教育の機会均等が図られるために必要な事業である。

(有効性の観点)

- ・ 生活保護世帯も含め高等学校等への進学率が着実に増加していることや、高校中退者に占める経済的な理由による高校中退者数も減少していることから、経済的な支援を要する児童生徒への支援は有効である。
- ・ また、公立学校で日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、日本語指導を受けている者の割合等も増加しており、教育機会の確保の観点からも有効である。

(効率性の観点)

- ・ 就学援助については、真に必要な経費に限定  
高等学校等就学支援金については、学校が代理受領することで国費が確実に授業料に充当  
被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金については、事業の実施主体である各都道府県が実施状況に応じて柔軟な執行が可能となる仕組みとする  
など、効率化につとめている。

(今後の課題)

- ・ 教育機会の確保のための支援は着実に実施しているところであるが、子供の貧困対策の推進に関する法律の趣旨なども踏まえ、経済的困難を抱えた児童生徒を対象とした就学支援の拡充や学習支援や心のケアのための教職員体制の整備を推進する必要がある。



## ○次期目標・今後の施策等への反映の方向性

### 【達成目標 1】

- ・ 授業料への支援である就学支援金については、低所得世帯への加算の拡充を図ること及び公私間格差の是正を図ることの必要性がある。また、授業料以外の費用負担の軽減を図る必要がある。

### 【達成目標 2】

- ・ 東日本大震災で被災した幼児児童生徒には長期的な就学支援が必要であるため、今後の支援の在り方について、復興基本方針や自治体の要望等を踏まえ、検討。
- ・ 被災地の具体的なニーズも踏まえつつ、被災により経済的困難を抱えた子供を対象とした就学支援等や、学習支援や心のケアのための特別な指導を実施するための教職員定数の加配措置を引き続き行う。

### 【達成目標 3】

- ・ 外国人の児童生徒に対する教育支援体制の整備については、引き続き「日本語能力の測定方法」を活用した外国人児童生徒一人一人に対するきめ細かな支援や日本語指導担当教員等のための研修マニュアルによる教員の資質向上が望まれ、その成果を全国の教育現場に還元していくことが重要である。
- ・ さらに、帰国・外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会を実施し、「公立学校における帰国・外国人児童に対するきめ細かな支援事業」の成果や各地域の取組を知ったり、意見交流を行ったりすることにより、特に日本語指導が必要な児童生徒数が少ない地域における取組の充実に向けた関係者の意識の向上や受入体制の整備を図ることが必要である。

### 【達成目標 4】

- ・ 東南アジアなどを中心に、在留邦人は年々増加しており、それに伴って、在外教育施設で学ぶ日本人児童生徒も増加傾向にある。これらの児童生徒に対して、今後も引き続き、国内に近い教育を提供する必要性が益々高まっているとともに、在外教育施設の特長から、当該施設で学んだ児童生徒が帰国後にグローバル人材として活躍することが期待されている。これらの観点から、今後は、在外教育施設に派遣する教員の確保を一層充実する必要がある。

### 【具体的な概算要求の内容】（主なもの）

- ・ 高校生等奨学給付金事業【平成 26 年度創設】（拡充）  
平成 27 年度概算要求額：11,553 百万円
- ・ 義務教育段階の就学支援の充実  
平成 27 年度概算要求額：2,141 百万円
- ・ 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金  
平成 27 年度概算要求額：9,122 百万円
- ・ へき地児童生徒援助費補助金

平成 27 年度概算要求額：1,616 百万円（ほか復興庁一括計上分 20 百万円）

- ・帰国・外国人児童生徒等教育の推進（拡充）

平成 27 年度概算要求額：201 百万円

- ・在外教育施設におけるグローバル人材育成支援事業（新規）

平成 27 年度概算要求額：100 百万円

- ・在外教育施設教員派遣事業（拡充）

平成 27 年度概算要求額：18,776 百万円

### 施策の予算額・執行額

（※政策評価調査に記載する予算額）

区分		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度要求額
<b>予算の状況</b> (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	416,273,281 ほか復興庁一括 計上分 102,500	413,732,179 ほか復興庁一括 計上分 70,000	408,919,394 ほか復興庁一括 計上分 3,321,498	411,269,555 ほか復興庁一括 計上分 9,142,302
		〈0〉	〈0〉	〈0〉	〈0〉
	補正予算	△1,283,591 ほか復興庁一括 計上分 0	18,309,807 ほか復興庁一 括計上分 0	0	
		〈0〉	〈0〉	<0>	
	繰越し等	352,900 ほか復興庁一括 計上分 0	△4,250 ほか復興庁一括 計上分 0		
		〈0〉	〈0〉		
	合計	415,342,590 ほか復興庁一括 計上分 102,500	432,037,736 ほか復興庁一括 計上分 70,000		
		〈0〉	〈0〉		
	執行額 (千円)	413,941,967 ほか復興庁一括 計上分 25,560	430,370,616 ほか復興庁一括 計上分 4,000		
		〈0〉	〈0〉		

### 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

名称	年月日	関係部分抜粋
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地	平成 23 年 4 月 1 日施行 (改正部分)	第 6 項 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域に所在する公立の義務教育諸学校・・・において、被災した児童又は生徒に関し、

方教育行政の組織及び運営に関する法律の平成 23 年改正附則		学習に対する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び当該学校が所在する都道府県の教育委員会は、当該学校の教職員の定数に関し、当該事情に迅速かつ的確に対応するため必要な特別の措置を講ずるものとする。
教育振興基本計画	平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定	<p>1. 社会を生き抜く力の養成 基本施策 6 特別なニーズに対応した教育の推進 6-4 海外で学ぶ子供や帰国児童生徒、外国人の子供に対する教育の充実</p> <p>3. 学びのセーフティネットの構築 基本施策 17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援 17-2 義務教育に係る教育費負担軽減 17-3 高等学校段階に係る教育費負担軽減 17-5 東日本大震災により被災した子供・若者への就学支援</p> <p>基本施策 18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援 18-3 東日本大震災により被災した子供たちに対する学習支援や心のケア</p>

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

【達成目標 1】

- ・「生活保護世帯における高等学校等進学率」  
(作成・所在：厚生労働省)
- ・「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」  
(作成：文部科学省) (公表時期：平成25年3月13日) (調査期日：平成23年度間)  
(所在：文部科学省ホームページ ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/03/1331725.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/03/1331725.htm)))
- ・「平成24年度学校基本調査」  
(作成：文部科学省) (公表時期：平成24年12月21日) (基準時点：平成24年5月1日現在)  
(所在：文部科学省ホームページ ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k\\_detail/1329235.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1329235.htm)))
- ・「平成22年度子どもの学習費調査」  
(作成：文部科学省) (公表時期：平成24年2月10日) (対象期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日)  
(所在：文部科学省ホームページ  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa03/gakushuuhi/kekka/k\\_detail/1316220.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuuhi/kekka/k_detail/1316220.htm)))

【達成目標 3】

- ・「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査 (平成24年度)」  
(作成：文部科学省) (公表時期：平成25年4月3日) (基準時点：平成24年5月1日現在)  
(所在：文部科学省ホームページ ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/04/1332660.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/04/1332660.htm)))

【達成目標 4】

- ・「海外で学ぶ日本の子供たち」  
(作成・所在：文部科学省) (公表時期：平成 25 年 3 月) (基準時点：平成 24 年 4 月 15 日現在)

有識者会議での指摘事項	—
-------------	---

主管課 (課長名)	初等中等教育局初等中等教育企画課 (串田 俊巳)
関係課 (課長名)	同 財務課 (池田 貴城)、児童生徒課 (内藤 敏也)、高校教育改革 P T (水田 功)、国際教育課 (榎本 剛)、高等教育局学生・留学生課 (渡辺 正実)